



神石高原町
JINSEKIKOGEN TOWN

助成金



高齢者スマホデビューを応援！

最大3万円を助成します！



申請受付期間 令和8年9月10日～

※予算額に達し次第、受付を終了

「スマホは難しそう…」と思っている方へ
社会のデジタル化が進む中、健康ポイント事業や情報取得などを支援する
ため、初めてのスマートフォン購入を助成します。

● 助成対象条件

1. 町内に住所を有する 65 歳以上の方
 2. 令和 8 年 4 月 1 日以降に初めてスマートフォンを購入した方
※中古のスマートフォンは対象外
 3. スマートフォンの機能に NFC 認証機能が搭載されていること
※NFC 認証機能とは➡スマートフォンや IC カードをリーダライタに「かざす」だけで本人確認
やデータ送受信を行う仕組み。キャッシュレス決済、マイナンバーカードの読込など。
 4. 町税等を滞納していない方
 5. マイナンバーカードを所有している方（※申請書類に必要です）
 6. 神石高原町「かがやきアプリ」をダウンロードしている方
 7. LINE アカウントを登録し、町公式アカウントを友達として登録している方
 8. 非営利かつ、個人使用する目的でスマートフォンを購入していること
 9. 通信契約と同時に本体を購入していること
 10. 安全教室に参加すること
- 以上の条件をすべて満たしている方

※1人1回限り



●お問い合わせ先

神石高原町役場 福祉課 高齢者福祉係
TEL 0847-89-3377



手続きや確認事項について

● 請求に必要な書類の提出

- ・申請書兼請求書(様式1号)
- ・スマホ所有者氏名、購入年月日、購入機種、購入金額、販売業者が明記された契約書の写し又はこれに準ずる書類
- ・申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
- ・マイナンバーカードの写し

以上の書類とスマートフォンを、申請者本人が、役場 福祉課または各支所 町民課に持参してください。

安全教室を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

➡ 後日、指定口座に助成金が振り込まれます。



● 補助対象経費(1～6を合計したもののうち、上限 3万円 まで)

1. データ通信契約をしたスマートフォン本体購入経費
2. 充電器購入経費(本体同時購入)
3. 契約事務手数料
4. アカウント設定料
5. データ移行手数料
6. 店頭サポート費(初月分のみ)



● よくある質問

Q. スマホを分割払いで購入した場合はどうなりますか。

A. 毎月の支払額ではなく、補助対象経費の総額を対象額とします。ただし、申請した日までに支払った頭金や分割金の合計額を対象とします。将来的に支払う予定額は対象に含まれません。

Q. LINE のアカウント登録やスマホの設定等がわかりません。

A. LINE の友達検索および、かがやきアプリのダウンロードは申請窓口でお手伝いできますが、それ以外の設定については対応できません。店頭窓口で依頼してください。



※この事業は寄付を財源として実施します。